

サウジアラビア王国

特許・意匠法

特許，集積回路の回路配置，植物品種及び工業意匠に関する法律
イスラム暦1425年5月29日(2004年7月17日)付勅令第M/27号により公布，
イスラム暦1439年10月19日(2018年7月3日)付内閣決議第536号により改正。

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

第29条

第30条

第31条

第32条

第33条

第34条

第35条

第36条

第37条

第38条

第39条

第40条

第41条

第42条

第2章 特許に適用される特別規定

第43条

第44条

第45条

第46条

第47条

第48条

第3章 集積回路の回路配置に適用される規定

第49条

第50条

第51条

第52条

第53条

第4章 植物新品種の保護に適用される規定

第54条

第55条

第56条

第57条

第58条

第5章 工業意匠に適用される特別規定

第59条

第60条

第6章 最終規定

第61条

第62条

第63条

第64条

第65条

第42条に規定する手数料表

第1章 総則

第1条

本法は、王国内において、発明、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠に完全な保護を与えることを目的とする。

第2条

本法において用いられる次の用語は、文脈上他を意味しない限り、次に示された意味を有する。

庁：サウジ知的所有権庁

保護対象：発明、集積回路の回路配置、植物品種又は工業意匠

保護証書：保護対象の何れか1つに庁が付与した書類。これは、特許、回路配置証書、植物特許又は工業意匠証書の何れかである。

発明：発明者が開発した着想であって、技術の分野におけるある課題の解決をもたらすもの

集積回路：電子的機能を果たすことを目的とする最終形態又は中間形態の製品及びその素子であって少なくとも1が能動的であり、かつ、相互接続の一部又は全部が1の材料の中又は上において、一体的に形成されているもの。

回路配置：集積回路の素子(その少なくとも1は能動的なもの)及び集積回路の相互接続の一部若しくは全部の立体的な配置、又は製造目的での集積回路のために準備されたこのような立体的な配置

植物品種：既に知られている最下位の単一の植物分類群に属する植物の集合であって、付与の条件が完全に満たされているか否かに拘わりなく、特定の遺伝子型又は又は遺伝子型の組合せから生じる特性の発現により、前記特性の少なくとも1の発現により、定義することができ、かつ、変化なく繁殖させる可能性に関して一単位とみなすことができるもの

植物育成者：植物新品種を育成し、発見し、又は開発する者

工業意匠：平面の線若しくは色彩又は立体の形状であって、工業製品又は伝統工芸品に特別の外観を与えるもの。ただし、これが織物意匠を含め、単に機能的又は技術的な目的のみのものでないことを条件とする。

強制ライセンス：本法に基づいて、保護証書の所有者の同意なしに保護対象を利用するために他人に与えられる許可

契約によるライセンス：保護証書の所有者が、所定手数料納付の見返りに、特定の期間、保護証書を実施する自己の権利の一部又は全部を第三者に付与する契約

公報：本法及びその施行規則に基づいて、保護対象に関係するすべての事項に関して庁が発行する公報

委員会：第35条に規定する委員会

表：本法に付属する表であって、本法の規定に基づいて庁が実施する業務に係る手数料を定めるもの

出願人：庁の記録簿に登録される保護証書を申請する者

規則：本法の施行規則

第3条

庁は、本法及びその施行規則の規定を適用する権限を有する。

第4条

- (a) 保護証書は、その商業利用がイスラム法・シャリーアの原則に違反する場合、付与されない。
- (b) 保護証書は、その商業利用が生命に若しくは人、動物若しくは植物の健康に有害である場合、又は環境に実質的に有害である場合、付与されない。

第5条

- (a) 保護証書は、その者の名義でこれが交付された者の人的権利である。この権利は、相続により、また有償又は無償で移転することができる。
- (b) 保護対象が複数の者の共同の成果である場合、これらの者は、別段の合意をしない限り、この権利について同等の権利を有する。
- (c) 何人も保護対象に貢献しない限り共有者とみなされず、その努力は対象の実施における貢献に限定される。
- (d) 複数の者が同一の保護対象を独立して開発した場合、保護証書は、最初の出願人に付与される。
- (e) 保護対象を開発する者は、その資格で自己の名称を保護証書に記載する権利を有する。

第6条

- (a) 雇用契約に別段の規定がある場合を除き、保護証書の内容が当該契約の履行若しくは保護証書を作成する努力を履行する義務に起因する場合、又は従業者が当該雇用を通じて利用し得た施設、手段若しくはデータを使用しなかったならば当該保護対象を開発することはなかったであろうことを雇用者が証明する場合に限り、当該雇用者は、保護証書の所有者となる。
- (b) 前項規定は、両当事者の同意に基づいて合意されるか又は雇用契約及び保護対象の経済的重要性に係る様々な事情に照らして委員会により査定される特別の報酬を受け取る従業者の権利を害するものではない。この権利を従業者から奪う如何なる特別の合意も無効とする。
- (c) 雇用の終了日から2年以内に従業者によって提出された保護証書の出願は、雇用期間中に行ったものとみなされる。
- (d) 前記の規定は、政府職員にも適用される。
- (e) 保護対象が国家安全保障に関係する場合は、施行規則に定められた規定が適用される。

第7条

出願又は保護証書においてクレームされている内容が出願人又は保護証書の所有者以外の者が所有する内容に由来する場合、当該人は、出願又は保護証書の所有権を自己に移転するよう委員会に請求することができる。移転申請に係る事件は、出願人の悪意が証

明されない限り、保護の付与から5年が経過した後は審理されない。

第8条

保護証書の付与に係る出願は、所定の様式により庁に対して行う。出願に添付することを義務付けられる情報及び書類は、規則において規定する。出願人が保護対象を開発した当事者でない場合、当事者の名称を記載し、かつ、保護対象に係る権原を出願人に移転したことを証明する書類を添付しなければならない。この場合、庁は、これらの書類の写しを保護の対象を開発した当事者に送付することができる。出願は、要件が満たされ、かつ、所定の手数料が納付された後に、登録される。

第9条

出願人は、適切と考える補正を出願に施すことができる。ただし、この補正が原出願において開示された事項を変更しないことを条件とする。

第10条

- (a) 出願人は、保護対象のそれぞれについて特定された優先期間中になされた先の出願に基づく優先権の利益を、先の出願の出願日から受けることができる。ただし、先の出願の日付及び番号並びに先の出願が出願人又はその前権利者によりなされた場所を記載した宣言書を伴うことを条件とする。出願人は、庁に出願をした日から90日以内に、保護出願をした庁により承認された先の出願の写しも提出しなければならない。
- (b) 特許及び植物品種に係る優先期間は12月とする。
- (c) 工業意匠に係る優先期間は6月とする。

第11条

庁は、所定の手数料の納付があった後、出願日から18月以内に、発明特許及び植物品種に係る出願を公開する。

第12条

庁は、登録出願について、方式を審査する。審査の結果、法的に定められた条件の一部が満たされていないことが判明した場合、庁は、出願人に対し、当該条件を通知の日から90日以内に満たすよう指示することができる。出願人が当該指令を当該期間内に履行しなかった場合、その出願は、無効とみなされる。

第13条

発明及び植物品種の特許を求める出願は、方式について審査された後、規則に定めるところに基づいて、実体について審査される。

第14条

- (a) 庁は、出願が所定の条件を満たしたと判断する場合、保護証書を付与する決定を发出する。決定は、庁により、その发出の順序で公告される。

(b) 庁は、出願人が保護証書を受ける資格を有しないと判断した場合、拒絶の理由を記載した決定を発出し、出願人に通知される。

第15条

出願人は、出願に最終的な決定が下されていない限り、いつでも出願を取り下げることができる。ただし、当該取下により、納付済みの手数料その他の経費を取り戻す権利が与えられることはない。

第16条

保護出願又は保護証書自体の譲渡をもたらす行為は、両当事者が署名し、かつ、庁にとって受容することができるのと庁が承認した書面によるものでなければならない。保護出願又は保護証書自体の何れかに関係する如何なる権原の移転も、移転申請を提出し、所定の手数を納付し、かつ、これを庁の登録簿に登録した後でなければ、第三者に対して効力を有さない。

複数の当事者が共同して1の保護出願を行い又は1の保護証書を所有した場合、各人は、当該出願又は保護証書に係る自己の権利を共有者の何れかの者、共有者のすべて又は第三者に譲渡することができる。庁は、この権原移転を公報に公告する。

第17条

保護証書が何らかの処分行為に従って他人に譲渡された場合、又は保護証書を実施する権利が何らかの理由で第三者に移転された場合、保護証書の所有者は、譲渡を受けた者又は実施権の公式の移転を受けた者に対し、保護証書に関連して為されたすべての法的措置を、自らが為した措置か又は自らに対して他人が為した措置かに拘りなく、通知しなければならない。

第18条

- A. 保護出願又は保護証書については、本法に付属する表に従って年金を納付しなければならない。出願日の翌年に開始する各年の開始時に納付しなければならない。出願人又は保護証書の所有者は、前記納付開始日から3月以内に年金を納付しなかった場合、2倍の金額を納付しなければならない。出願人が最初の3月満了に続く3月の間に警告を受けた後に依然として納付しなかった場合、当該出願又は保護証書は、効力を停止し、かつ、このことが登録簿に登録され、公報に公告される。
- B. 出願人は、保護証書を付与されることなく所定の年金3年分を納付した時、保護証書を付与する決定が発出されるまで、翌年の年金納付を延期することができる。

第19条

- A. 特許保護期間は、出願日から20年とする。
- B. 回路配置証書の保護期間は、出願日から10年又は世界の何れかの場所でのその商業利用の開始から10年とする。何れの場合においても、保護期間は、回路配置の開発の日から15年を超えてはならない。

- C. 植物特許の保護期間は、出願日から20年とする。ただし、樹木及び蔓についての保護期間は、25年とする。
- D. 工業意匠証書の保護期間は、出願日から10年とする。

第20条

ある者が、製品若しくは方法、意匠、植物品種に関係する保護出願若しくは優先出願の出願日の前、回路配置が世界の何れかの場所において最初に商業利用される日の前に、誠実に製品を製造し、工業的方法を使用し、回路配置を組み入れた集積回路若しくは当該回路を含む商品を製造し、又は本格的な準備を行った場合、その者は、保護証書の発行にも拘らず、当該行為を拡大することなく継続して実施する権利を有する。この権利は、企業の全部又は営業権を含む一部を除き、他人に譲渡又は移転できない。

第21条

保護証書の所有者は、保護対象の各々について、特別規定に規定された利用行為の全部又は一部を実施するための契約によるライセンスを他人に付与することができる。契約によるライセンスは、所定の手数料が納付され、かつ、庁の記録簿に登録されない限り、第三者に対して効力を有さない。このライセンスは、最初のライセンス契約に別段の記載がない限り、保護証書の所有者が保護対象を自ら実施すること又は同一の保護対象について別のライセンスを付与することを妨げるものではない。

第22条

庁は、ライセンス契約の当事者に対し、保護証書に係る権利の濫用、又は競争に対する若しくは技術の取得及びその普及に対するその他の悪影響を防止するために、契約の修正を指示することができる。

第23条

ライセンスは、ライセンス契約中に別段の記載がない限り、全保護期間を通じて、王国において保護対象に関係する保護証書の所有者に認められたすべての行為を行い、すべての特典を享受する権利をライセンシーに与えるものとする。ライセンシーは、ライセンス契約に明示的に記載されていない限り、保護証書の所有者から自己にライセンスされた権利及び特典を譲渡してはならない。

第24条

A. 庁は、申請の提出があった場合、次に従って、特許の対象である発明、回路配置証書の対象である集積回路の回路配置又は工業意匠証書の対象である意匠を実施するための強制ライセンスを第三者に付与することができる。

- (1) 申請は、保護証書の所有者がその発明を実施しない場合又は不適切な方法でこれを実施している場合であって、当該所有者が適当な理由によりこれを正当化しないとき、特許出願日から4年又は特許付与日から3年の何れか遅い方の満了後に提出することができる。

- (2) 強制ライセンスの申請人は、合理的な商業条件に基づき、かつ、合理的な金銭報酬を対価として契約によるライセンスを取得するため、合理的な期間にわたり努力したことを証明しなければならない。ただし、この規定及び前号の規定は、申請人が政府機関又は政府機関により認可された者であり、かつ、目的が公益(特に安全、健康、栄養又は国民経済の他の枢要な分野の発展)に資すること若しくは非常事態その他の極めて切迫した事情に対応することである場合、又は目的が公共の非商業的なものである場合、適用されない。この場合、かつ、特許、回路配置証書又は工業意匠証書が存在することが認識された際は、その所有者に直ちに通知しなければならない。
- (3) 強制ライセンスは、基本的に、国内市場において発明又は回路配置若しくは工業意匠のデザインを実施可能にするために付与される。ただし、ライセンスの目的が、ある慣行であってそれが不法な競争行為であると宣言する決定又は判決が下された慣行を防止し又は制限することである場合、本規定は適用されない。
- (4) ライセンスを付与する決定においては、ライセンスが付与される目的に基づいて、ライセンスの範囲及び期間を確定する。ライセンスは、付与の条件が失われ、かつ、その回復が見込まれない場合、ライセンシーの合法的な利益に適切な考慮を払った上で、終了する。
- (5) ライセンスは、排他的なものであってはならない。
- (6) 各申請は、個別に決定される。
- (7) 保護証書の所有者又は回路配置若しくは工業意匠の証書の所有者は、公正な補償を与えられる。委員会は、補償額を決定し、またライセンシーは、これを支払うことを約束しなければならない。

B. 強制ライセンスが半導体技術の特許に関係する場合、ライセンスの目的は、公共及び非商業的目的に限られる、又は決定若しくは判決が不法な競争行為であるとの宣言に基づく目的に限られる。

C. 特許が、相当な経済的価値を有する顕著な技術的進歩を含み、他の特許を実施する必要がある場合、庁は、保護証書の所有者に当該他の特許を実施するための強制ライセンスを付与することができる。このような場合、強制ライセンスは、当該他の特許が譲渡されない限り、譲渡してはならない。当該他の特許の所有者は、合理的な条件に基づいて、カウンターライセンス(保護証書のライセンス)を強制ライセンシーから受ける権利を有する。

第25条

A. 庁は、提出された申請に基づき、次の条件に従って、植物特許の対象となる植物品種を実施するための強制ライセンスを第三者に付与することができる。

- (1) 強制ライセンスが公益を保護するためでなければならない。
- (2) 強制ライセンスの申請人は財政的及び技術的に能力がなければならない。
- (3) 申請人が植物特許の所有者から合理的な条件でライセンスを取得できなかったこと。
- (4) 植物特許の付与日と強制ライセンスの申請日との間に3年が経過していること。

- (5) 強制ライセンスは、国内市場の需要を満たすための第56条規定する行為のすべて又は一部に限定されない。
- (6) 特許の所有者は、公正な補償が裁定される。委員会は、補償額を決定し、ライセンサーは、これを支払うことを約束しなければならない。

B. 庁は、植物特許の所有者に対し、強制ライセンスの合理的な方法での実施のために必要な量の繁殖材料の提供を、強制ライセンスの所有者に指示することができる。

C. 例外的な事情以外の場合、強制ライセンスは、2年未満の期間又は4年を超える期間について付与してはならない。庁は、強制ライセンスの付与理由がなお存続することを確認した上で、期間を更に延長することができる。

第26条

保護対象について強制ライセンスが付与された場合、強制ライセンスの受益者は、これを他人に譲渡することができない。ただし、ライセンスから受益する企業の全部若しくは一部又は当該企業の営業権が譲渡に含まれる場合は、この限りでない。譲渡には庁による承認が必要であり、承認がない場合、当該譲渡は無効である。庁が譲渡を承認した場合、譲受人は、譲渡の承認前の最初の受益者が負った義務を負う。

第27条

庁は、必要に応じ、強制ライセンスを付与する決定を修正することができる。保護証書の所有者又は強制ライセンスの受益者は、修正の前提条件が満たされた場合、修正を行うことを庁に請求することができる。ライセンスを修正し又は申請を拒絶する庁の決定については、その理由を述べなければならない。

第28条

庁は、次の場合、強制ライセンスを取り消す。

- (a) ライセンスの受益者が、ライセンスの付与から2年以内に王国の需要を充足する方法でライセンスを実施しない場合。正当な理由があることが証明される場合、同等の期間でライセンスを更新することができる。
- (b) 強制ライセンスの受益者が、納付期日から90日以内に期限手数料を納付しない場合。当該手数料には、ライセンスを付与する決定において定められる、保護証書の所有者が受け取る権利である補償が含まれる。
- (c) 強制ライセンスの受益者が、ライセンスの付与に必要な条件の何れかを遵守しなかった場合

第29条

強制ライセンスの受益者は、庁にあてた書面による請求により、当該ライセンスを放棄することができる。ただし、放棄は、庁による承認の日から効力を生じる。

第30条

強制ライセンスの決定、その補正、取下、他人への移転及び放棄は、庁の記録簿に記載され、公報に公告され、また保護証書の所有者に通知される。

第31条

保護証書の所有者は、書面による請求を庁に提出することにより、保護証書を放棄することができる。放棄は、記載された保護の要素の1又は2以上に限定することができる。ただし、強制ライセンスが付与されている場合における保護証書の放棄は、当該ライセンスの受益者の書面による同意又は当該放棄を正当化する止むを得ない事情の存在する証拠を得た後に限り、受理される。放棄は、登録され、かつ、公報に公告され、また、放棄された部分は、公告日以後、第三者に対して効力を有さない。

第32条

利害関係人は、保護証書の付与に係る所定の条件の違反を根拠として、保護証書を付与する決定について委員会に異議を申し立て、全部又は一部の取消を求めることができる。保護証書の所有者は、訴訟の当事者としてライセンスの受益者を含めるものとする。含まれなかった場合、ライセンスの受益者は、自ら介入することができる。委員会は、利害関係人に対し参加することを命じることができ、また、施行規則において、保護証書の取消請求の基礎とすべき理由を定めるものとする。

第33条

保護証書を付与する決定の全部又は一部を無効とする決定は、無効にされる事項の範囲内で、発出の日から無効とすることを決定する。ただし、保護証書の取消決定は、実施のためにライセンスに支払われた金額の返還を伴うものではない。ただし、ライセンシーが、ライセンスの結果として同人の得たものが同人の支払ったものと同様でないことを証明した場合はこの限りでなく、その場合は、ライセンシーは、同人が受けた利益を超える金額の返還を受けることができる。保護証書付与の無効の決定は、その発出と同時に公告されるものとし、公告の日から第三者に対して無効の効力を有する。

第34条

保護対象の各々を規制する施行規則に定められた実施行為であって、庁に登録された保護証書の所有者の書面による同意なしに王国内で実施されたものは、保護対象の侵害とみなされる。委員会は、保護証書の所有者及び利害関係人の請求に基づき、必要な損害賠償に加えて、侵害を防止するための差止命令を発出するものとし、かつ、侵害者に対し10万リアル以下の罰金を課すことができる。再犯の場合は、罰金の限度額を2倍にする。委員会が当該侵害は拘禁刑を要すると考える場合、侵害者は、最初から不服申立審議会に付託される。委員会は、侵害から生じる損害を防止するために必要とみなす措置を直ちに取ることができる。

この場合、委員会が発出した決定は、当該決定発出の対象である当事者の費用で、官報、公報及び2の日刊紙に公告する。本条の規定は、他の法律に規定されるこれより厳しい罰則の適用を妨げない。

第35条

- A. 委員会は、3人の法律専門家及び2人の技術専門家で構成されるものとし、その等級は、12級以上とする。
- B. 構成員は、庁の局長会議議長により指名される。
- C. 委員会の組織は、1回に限り更新可能な3年の任期で、閣僚評議会の決定に基づくものとする。この決定において、法律専門家1名を委員会の委員長に任命する。

第36条

- A. 委員会は、次を所管する。
 - (1) 保護証書に関連して発出された決定に対する紛争及び不服申立のすべて
 - (2) 本法及びその施行規則の規定の違反に係る刑事訴訟
- B. 訴訟当事者は、施行規則に基づき、委員会に提起された訴訟について通知される。

第37条

委員会の決定は、過半数の票をもって発出される。ただし、決定の理由が述べられ、かつ、その本文が公開会議において読み上げられることを条件とする。委員会は、本法又は施行規則に当該紛争に適用される規定が存在しないとの理由で、訴訟に関して決定を発出することを拒絶してはならない。その場合、委員会は、王国で守られている一般規則に準拠するものとする。委員会が発出した決定に対する不服申立は、当該決定の通知の日から60日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

第38条

委員会は、関係政府機関に連絡を取り、必要と考える説明及び情報を請求することができる。庁は、委員会から請求されたときはいつでも、係争中の出願又は保護対象に関係するすべての書類及び書面を委員会に提供しなければならない。

第39条

委員会は、付託された技術的事項に関して必要とみなすことについて異なる専門機関の助力を求めることができ、また生じた費用について責任を負う訴訟当事者を決定する。

第40条

庁に登録された保護証書及び関係情報の閲覧は、無料で許可することができる。何人も、所定の手数料を納付して、その写しを取得することができる。

第41条

庁の職員及び委員会の構成員は、その資格において知った保護出願に関係する技術情報を何人にも開示してはならない。ただし、その者が王国において適用される規則に基づいて当該情報を受領することを公式に許可されている場合は、この限りでない。前記職員及び構成員はまた、当該情報を公衆に開示し又は何れかの方法で使用してはならない。この義務は、これらの者の職務の終了後も存続する。

庁の職員及び委員会の構成員は、その職務の間及び職務の終了後2年間は、保護証書を取得してはならず、また保護証書に係る如何なる権利についても取引を行ってはならない。

第42条

本法の規定に基づいて納付すべき手数料は、本法に付属する表に基づいて決定される。この表は、庁の局長会議の勧告に基づき閣僚評議会の決定により改正することができる。

第2章 特許に適用される特別規定

第43条

特許は、本法の規定に基づいて、発明に付与される。ただし、当該発明が新規であり、進歩性があり、また産業上の利用が可能な場合に限る。発明は、製品、産業上の方法又はその何れかに関連するものであればよい。

第44条

A. 発明は、先行技術により予期されない場合、新規なものである。これに関し、先行技術とは、書面又は口頭での開示手段により、使用により、又は当該発明の知識が実現されるその他の方法により、何れかの場所で公衆に開示されているすべてのものをいう。ここにいう開示は、特許出願又は優先出願の出願日の前のものでなければならない。発明の公衆への開示が優先期間中に行われた場合は、ここにいう開示とみなされない。先行技術の意味及び発明の仮保護に適用される規定に該当しないその他発明の開示については、施行規則において規定する。

B. 発明が、関係する先行技術に基づいて当該技術の通常の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を有するものとみなされる。

C. 発明は、手工芸、漁業及びサービス業を含む何れかの種類の産業又は農業において製造又は使用することができる場合、産業上利用可能とみなされる。

第45条

本法の規定の適用上、次のものは発明とみなさない。

- (a) 発見、科学的理論及び数学的方法
- (b) 商業活動、純粋な精神的活動又は遊戯を為すための計画、規則及び方法
- (c) 植物、動物及び植物又は動物を生産するため使用される主として生物学的な方法。
微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法を除く。
- (d) 人又は動物の体に外科的又は治癒のための処置の方法及び人又は動物の体に適用される診断方法。これらの方法の何れかに使用される製品を除く。

第46条

出願は、単一の発明又は単一の発明概念を形成する統合された部分の集合に係るものでなければならない。出願人は、自己に特許を付与する決定が行われる前に、出願を2以上に分割することができる。ただし、その何れも原出願で開示されたものから逸脱しないことを条件とする。原出願の出願日又は優先日がこれらの出願の出願日であるとみなされる。

第47条

保護証書の所有者は、当該証書を自己の同意なしに王国内で実施し自己の発明を侵害する者に対して訴訟を委員会に提起することができる。次のことは、発明の実施とみなされる。

- (a) 発明が製品の場合：その製造、販売、販売の申出、使用若しくは保管又はこれらの目的のための輸入
- (b) 発明が製造方法の場合：この製造方法の使用により直接得られる製品に関し、当該方法の実施又は前号にいう行為の何れかを行うこと

ただし、保護証書の所有者の権利は、その発明を他人が科学的研究に関係する非商業的な活動において実施することを妨げてはならない。

第48条

侵害されたと主張される特許の対象が、ある製品を製造する方法である場合、被告の産業上及び商業上の秘密を保護する上での被告の正当な利益に従うことを条件として、被告は、次の条件の何れかが満たされていることを前提に、同一の製品が保護証書の所有者の同意なしにこの方法により製造されることはなかったことを証明しなければならない。

- (a) 特許を受けた産業的方法により得られた製品が新規の製品である場合。
- (b) 同一の製品が特許を受けた産業的方法により製造された可能性が相当程度あり、かつ、保護証書の所有者がその点について合理的な努力を払っても実際に実施された方法を特定することができなかった場合。

第3章 集積回路の回路配置に適用される規定

第49条

集積回路の回路配置は、当該設計が以前に商業的に利用されていない場合、又は世界の何れかの地域において商業的に利用された期間が2年以下の場合、登録出願を行うことができる。

第50条

回路配置証書は、回路配置設計が独創的である場合、すなわち当該创作者の知的努力の結果であり、かつ、その創作時において创作者及び集積回路製造者の間で知られていない場合、付与される。既知の要素及び相互接続の組合せから構成される回路配置については、組合せ全体が独創的である場合、当該回路配置は独創的であるとみなされる。

第51条

回路配置証書の所有者は、自己の同意なしに王国内で回路配置を利用することにより侵害する者に対して委員会に訴えを起こすことができる。次の行為の何れかの利用は、回路配置の利用とみなされる。

- (a) 集積回路への組入れによるか又は他の方法によるかに拘らず、当該回路配置全体又はその一部を複製すること。個人的な目的又は研究、分析、教育若しくは評価等の科学的目的に関係する行為は、侵害とはみなされない。
- (b) 回路配置又は回路配置が組み入れられている集積回路の輸入、販売又は頒布。集積回路を組み入れた商品に係る本号にいう行為の何れかを利用することも、当該回路が不法に複製された回路配置を含む場合は、侵害とみなされる。

第52条

回路配置証書により付与される権利は、商業目的で利用される行為に限定される。証書の所有者は、他者により独立的に創作された同一の独創的な回路配置に関してはその権利を行使することができない。この権利は、保護されている回路配置の分析若しくは評価に基づいて創作された他の独創的な回路配置、又は当該他の回路配置が組み入れられた集積回路には及ばない。

第53条

集積回路又は集積回路を組み入れた商品を取得した時、当該商品が不法に複製された回路配置を組み入れていることを知らない又は知るべき合理的な理由がない者により、利用され又は利用することを命じられた場合、第51条(b)に規定する行為は侵害とはみなされない。上記の者は、現有の在庫又は当該回路配置が不法に複製されたとの十分な通知を受領する前に注文した在庫に関して、これらの行為を実行することができる。ただし、当該人は、契約交渉を経て付与されるライセンスに基づいて委員会が見積もる公正な補償金を、回路配置証書の所有者に支払わなければならない。

第4章 植物新品種の保護に適用される規定

第54条

新規で、区別性、均一性及び安定性を有する植物品種は、それに名称を指定するための手続が取られている場合、特許性を有する。

第55条

A. 植物品種は、出願日又は主張されている優先日において、当該品種の繁殖材料又は収穫物が、当該品種を利用する目的で、育成者によって又はその同意の下で、次のように他人に販売され又はその他の方法により入手可能にされていなかった場合、新規であるとみなされる。

- (1) サウジアラビア王国において、1年を超える期間
- (2) 他の国において、4年を超える期間又は樹木若しくは蔓植物の場合は6年を超える期間

B. 植物品種は、出願の時点又は主張されている優先権の時点でその存在が周知の事実である他の品種から明確に区別可能である場合、区別性を有するとみなされる。植物品種の存在が周知の事項である場合については、規則において明記する。

C. 植物品種は、その繁殖の特別の特徴から予想される変異を除き、その基本的特性において十分に均一性がある場合、均一性を有するとみなされる。

D. 植物品種は、繁殖を反復した後又は各繁殖周期の終了時に、その基本的特性に変化がない場合、安定性を有しているとみなされる。

E. 植物品種は、その属及び種を特定することにより命名されものとし、当該名称は人々が品種を特定できるものでなければならない。

第56条

A. 植物に係る保護証書の所有者は、自己の同意なしに特許品種の繁殖材料を王国内で利用することにより特許品種を侵害した者に対し、委員会に訴えを起こすことができる。次のことは、特許品種の繁殖材料の利用とみなされる。

- (1) これを生産又は繁殖すること
- (2) 繁殖の目的でこれを条件付けること
- (3) これを輸出すること
- (4) これを輸入すること
- (5) この販売を申し出ること、これを販売すること又はその他の種類のマーケティングを行うこと
- (6) 上記目的の何れかのためにこれを保管すること

B. 本条A項に定める権利は、当該品種の繁殖材料の不法な使用により得た植物全部又はその一部を含む当該品種の収穫物を含む。このことは、植物特許の保護証書の所有者が当該品種の繁殖材料に関する権利を行使する合理的な機会を与えられなかった場合に適用される。

C. 本条A及びB項に定める権利は、第55条(B)に従って当該品種を保護品種と明確に区別することが不可能な場合、又は当該品種の生産には保護品種の反復使用を必要とする場合、本質的に保護品種から派生した品種に及ぶ。

D. 本条A, B及びC項に定める権利は、非商業的な個人的目的、実験目的又は新品種を育成する目的で行われた行為には及ばない。

第57条

植物特許により付与された権利は、植物品種の材料の生産、監視、販売、輸入及び輸出に係る業務を規制するために取られる如何なる措置によっても制限されない。

第58条

植物特許の所有者は、次のことを行う義務を有する。

- (a) 保護品種又は必要に応じその遺伝的要素を、全保護期間を通じて保管すること
- (b) 庁の要請に基づき、かつ、所定の期間内に、当該品種の保管していることを証明する情報、書類又は必要な材料を提供すること
- (c) 当該品種の名称が庁により取り消された場合に、所定の期間内に適当な名称を提案すること
- (d) 庁の要請に基づき、必要に応じ、かつ、所定の期間内に、保護品種又はその遺伝的要素の合理的な標本を次の目的で提供すること
 - (1) 当該品種の公式の標本を寄託又は更新すること
 - (2) 保護の目的で他の品種の比較検査を行うこと

植物特許の所有者がこれらの義務の何れかを遵守しなかった場合、当該植物特許は、義務を履行する必要性を所有者に通知し、かつ、所有者が違反した義務を履行するための合理的な猶予期間を与えた後、剥奪される。すべての場合において、植物特許の剥奪は、登録簿に記載され、公報に公告される。本条にいう猶予期間は、規則において明記する。

第5章 工業意匠に適用される特別規定

第59条

工業意匠証書は、新規であり、かつ、既知の工業意匠から区別する特徴を有する場合に付与される。工業意匠は、登録出願又は優先出願の出願日前に、目に見える形で何れかの場所においての公表、実施又はその他の方法でにより公衆に開示されたことがない場合、新規であるとみなされる。工業意匠の公衆への開示が優先期間中に行われた場合は、何らの効力も生じない。効力を生じないその他の開示の例及び工業意匠の仮保護に適用される規定については、規則において定める。

第60条

工業意匠証書の所有者は、自己の同意なしに王国内で、全部又は実質的に複製された工業意匠を含む又は表示する物品の製造、販売又は輸入を通じて商業目的で実施することにより当該工業意匠を侵害する者に対して、委員会に訴えを起こすことができる。

第6章 最終規定

第61条

本法の第34条の規定を害することなく、本法に定める規定の何れかに違反した者は、5万リアル以下の罰金に処せられるものとし、かつ、再犯の場合、この上限は2倍に増額する。

第62条

本法にいう猶予期間及び期限は、関連する国際協定に規定されるところに従う。

第63条

庁の局長会議は、本法の施行日から180日以内に本法施行規則を公布する。施行規則は、官報において公布する。局長会議は、本法の規定の施行に必要な決定も公布する。

第64条

本法は、ヒジュラ暦1409年6月10日(西暦1989年1月18日)勅令No. (M/38)により発出された特許法に代わるものであり、その規定は、特許出願及び現在有効な特許に適用され、かつ、それと矛盾するすべての規定に代わるものである。

第65条

本法は、官報において公布され、公布の日から30日後に施行される。

第42条に規定する手数料表

番号	料金	特許		意匠		集積回路の 配置設計		植物新品種	
		個人	組織	個人	組織	個人	組織	個人	組織
1	出願	400	800	150	300	500	1000	500	1000
2	所有権移転	200	400	75	150	500	1000	500	1000
3	出願の補正 ・追加	100	200	50	100	250	500	100	200
4	出願又は証明書の 複写取得	50	100	50	100	50	100	50	100
5	ライセンス契約の 登録	400	800	150	300	500	1000	500	1000
6	強制ライセンスの 登録	4000	8000	1500	3000	2500	5000	2500	5000
7	登録及び公告	500	1000	175	350	500	1000	500	1000
8	年金								
8/1	1年目	250	500	150	300	500	1000	500	1000
8/2	2年目	500	1000	150	300	750	1500	500	1000
8/3	3年目	750	1500	300	600	1000	2000	750	1500
8/4	4年目	1000	2000	300	600	1250	2500	750	1500
8/5	5年目	1250	2500	450	900	1500	3000	1000	2000
8/6	6年目	1500	3000	450	900	1750	3500	1000	2000
8/7	7年目	1750	3500	600	1200	2000	4000	1250	2500
8/8	8年目	2000	4000	600	1200	2250	4500	1250	2500
8/9	9年目	2250	4500	750	1500	2500	5000	1500	3000
8/10	10年目	2500	5000	750	1500	2750	5500	1500	3000
8/11	11年目	2750	5500					1750	3500
8/12	12年目	3000	6000					1750	3500
8/13	13年目	3250	6500					2000	4000
8/14	14年目	3500	7000					2000	4000
8/15	15年目	3750	7500					2250	4500
8/16	16年目	4000	8000					2250	4500
8/17	17年目	4250	8500					2500	5000
8/18	18年目	4500	9000					2500	5000
8/19	19年目	4750	9500					2750	5500
8/20	20年目	5000	10000					2750	5500
8/21	樹木の保護：21～25年							3500	7000